第9回~第11回 人材開発分科会における主な御意見

職業安定分科会雇用保険部会(第127回)

平成30年11月16日

資料2-3

※ 第9回〜第11回の人材開発分科会での議論を元に、人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室の責任において整理したもの。

1. 一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座のコンセプトについて

○ 能力開発施策について、対象者、キャリア設計の類型、対象職業等に応じ、実施主体、財源、支援策をどう組み合わせていくのか、その中で、専門実践教育訓練給付と一般教育訓練給付の拡充(4割)、一般教育訓練給付(2割)をそれぞれどのように位置付けるのか、また、制度目的に応じた質の保証と、講座のバリエーション、在職者等の受講機会確保等とのバランスをどう保つかといった全体像の整理が必要。

こうした観点、また、「人づくり革命基本構想」等の方針を踏まえ、一般教育訓練給付の拡充の対象講座のコンセプトについては、 即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズ(人材確保、生産性向上等への寄与)が高く、かつ、特に就職実現・キャリ アアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練と整理できるのではないか。

- 自己啓発に対する支援と、企業による人材開発に対する支援の関係性についても整理が必要。
- 教育訓練給付の雇用保険制度としての位置付けを踏まえ、制度設計を行うべき。

2. 具体の対象となりうる各講座類型について

- 時代の変化とともに、身につけるべき情報や知識がどんどん変化し、常に学ばなければならない社会環境にあっては、自己啓発に対する支援の強化が必要。
- こうした観点から、他省庁が主体となった制度であっても、政策目的に照らしてうまく導入できる仕組みであれば、教育訓練給付の対象とすることが考えられるが、他省庁が主体となった制度については厚生労働省の立場でしっかり関与して質の保証を確保する必要。
- 人手不足が顕在化している業種・職種をはじめとする各分野で公的職業資格取得に結びつくもの、また、技術革新、産業構造の 変化等の動向を踏まえ、IT分野の教育訓練で対象講座のコンセプトに相応しいものを特定し、対象講座類型に位置付けるべき。

3. 一般教育訓練給付の拡充の対象講座の訓練効果の評価方法等について

○ 質保証の観点から、客観的かつ継続的な訓練効果の評価方法を確立すべき。具体には、高率給付という専門実践教育訓練給付との共通性に鑑み、一般教育訓練給付の拡充の対象講座について、専門実践教育訓練給付と同水準の厳格な指定基準によって 講座のパフォーマンスを評価することが相応しい。

また、一般教育訓練給付の拡充の対象講座を対象に、適用開始後の就職等のキャリアアップの成果について検証の仕組みが必要。

4. その他の意見について

○ 一般教育訓練給付の拡充による教育訓練の受講を確実にキャリアアップに繋げていくために、専門実践教育訓練給付と同様に 訓練前のキャリアコンサルティングを要件化することが適切。